

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

生活衛生課

法令名	狂犬病予防法施行細則			法令番号	昭和29年佐賀県規則第46号		
手続名	狂犬病予防技術員の指定の申請			根拠条項	第2条		
審査基準	根拠条項 狂犬病予防法施行細則 第二条 法第6条第2項の規定により狂犬病予防技術員の指定を受けようとする者は、様式第1号による申請書に、履歴書を添えて、知事に願い出なければならない。 2 狂犬病予防技術員には、証票(様式第2号)を交付する。 3 狂犬病予防技術員は、犬の捕獲業務に従事するときは、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)別記様式第6に定める証票のほか、前項の証票を携帯しなければならない。 4 狂犬病予防技術員が指定の解除を受けようとするときは、狂犬病予防技術員指定解除届(様式第3号)を提出するとともに、第2項の証票を返納しなければならない。						
	受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課	標準処理期間 15日 標準経由期間 日